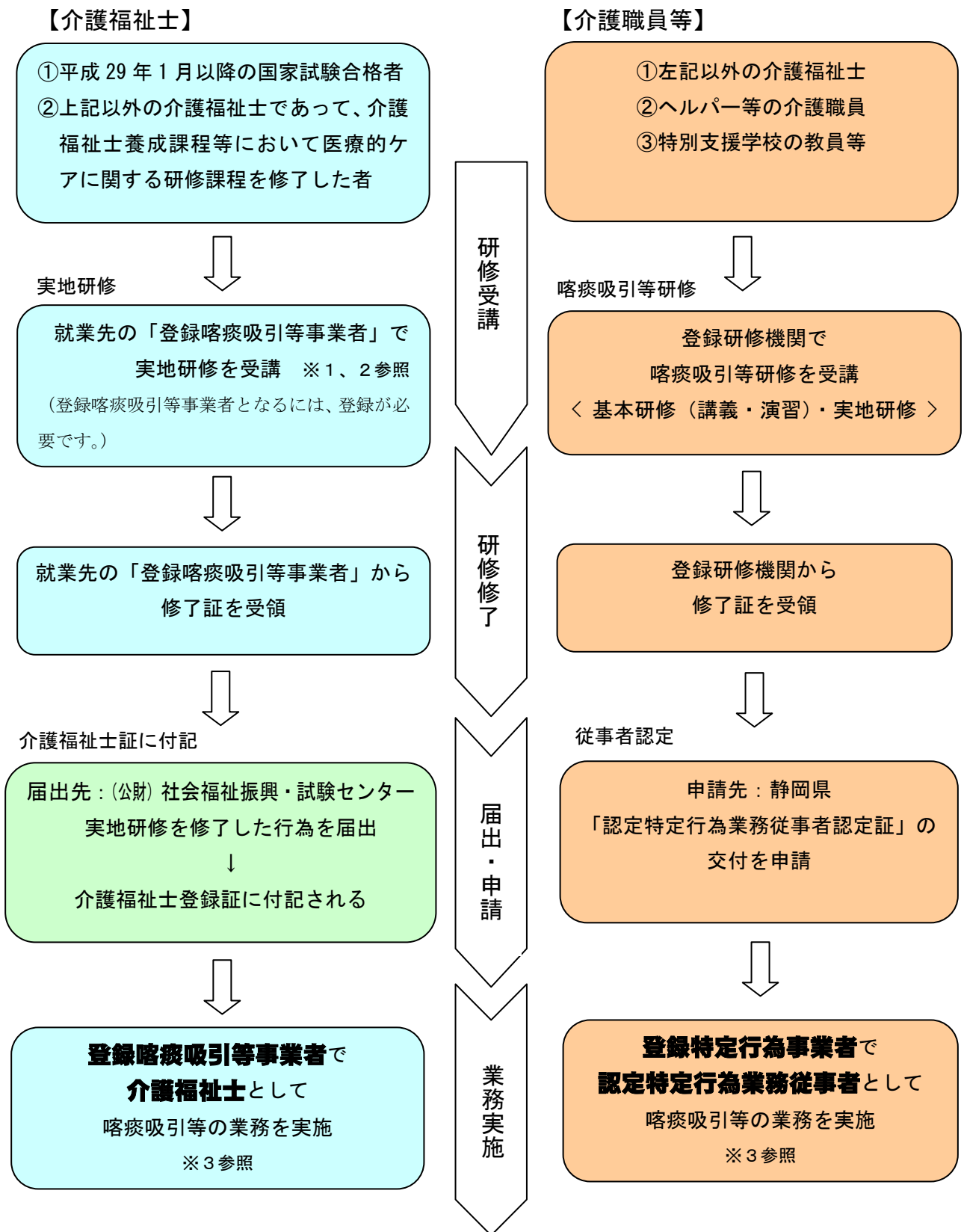


介護福祉士・介護職員等が喀痰吸引等業務を行うまでの流れ



本表は、基本的な流れになります。

※1 事業者の登録については、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録」をご覧ください。

※2 就業先が登録喀痰吸引等事業者でない場合等は、介護福祉士であっても登録研修機関で実地研修を受講することも可能なため、登録研修機関にお問い合わせください。ただし、介護福祉士として喀痰吸引等を実施するには、就業先が登録喀痰吸引等事業者である必要がありますので御留意ください。

※3 実施できる行為の種類は、事業者が登録を受けた行為で、かつ、介護福祉士登録証に付記された行為又は従事者認定を受けた行為のみです。